

質問回答書

件名： 令和7年度 茅野駅前地方移住促進テレワーク拠点施設整備工事

受付日	質問番号	質問内容	回答日	回答内容
3月24日	1	本整備施設は建築基準法の対象となりますか。 ペDESTリアンデッキはベルビアの敷地境界線上にかかりますが、施設整備への支障はないでしょうか。	3月27日	本件により整備する施設は、建築基準法の適用を受けるものと考えております。 ペDESTリアンデッキがベルビアの敷地境界線上に一部かかることについて、施設整備への支障はないものと考えております。
3月24日	2	許容される荷重の目安はありますか。 また図面や構造計算書を提供いただけますか。	3月27日	本プロポーザル実施要項の「7 提供資料及び配布方法（2）」に示すとおり、ペDESTリアンデッキ現況平面図、ベルビア構造計算書、ペDESTリアンデッキ構造計算書は、本プロポーザルへの参加表明書を提出した者へ配布することとしています。 期日までに参加表明書を提出いただき、提供された資料を基に荷重等ご検討、ご確認ください。